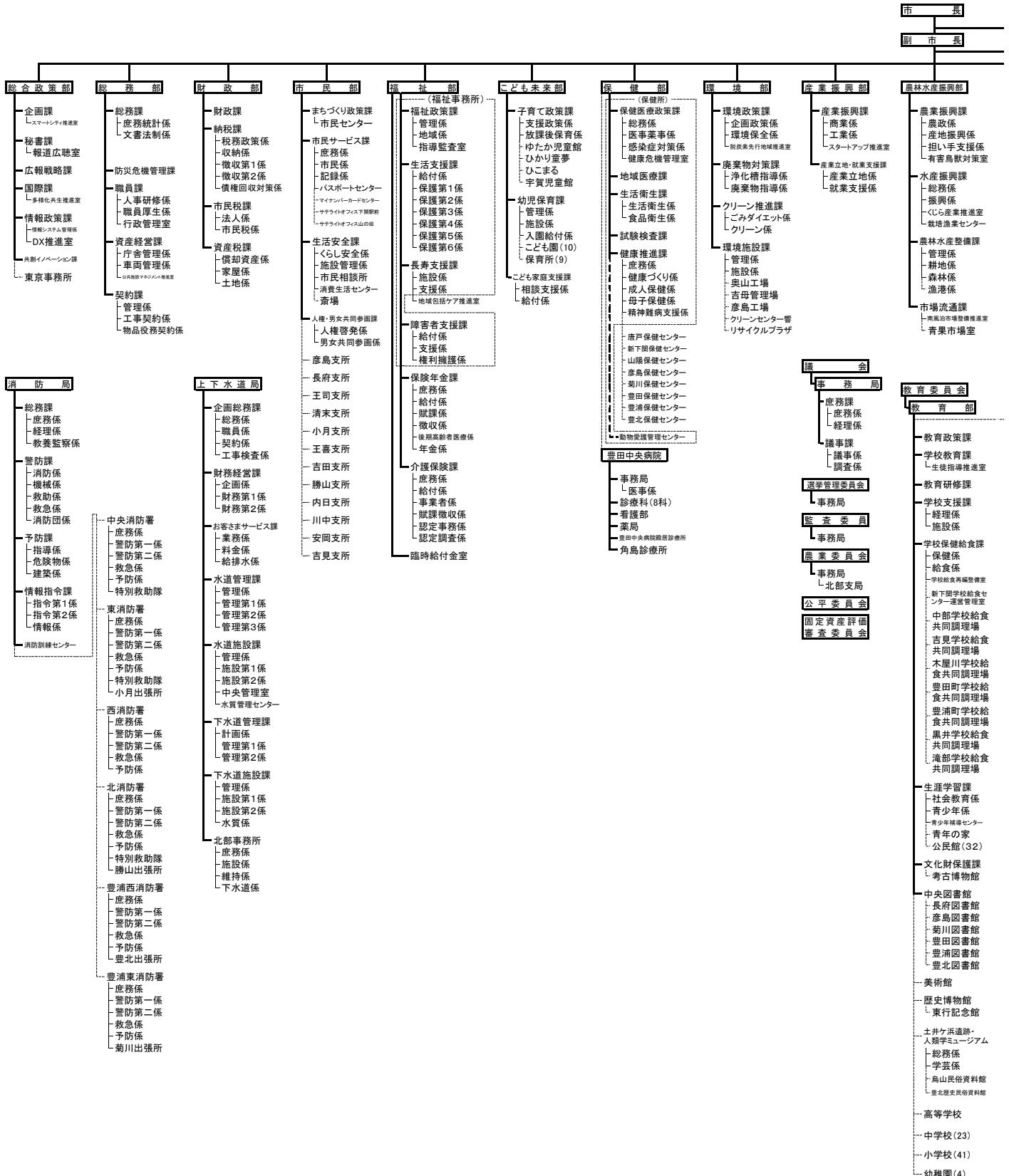
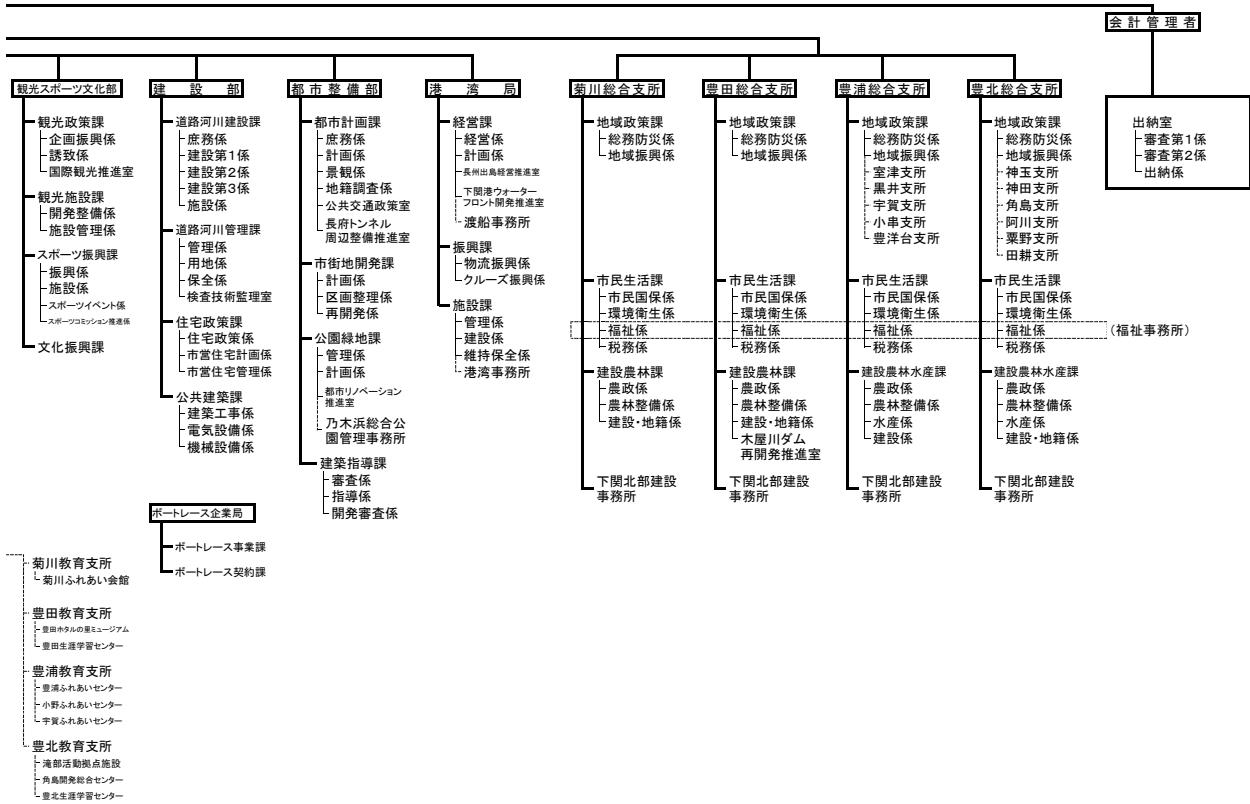


II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図



令和7年4月1日現在



2. 税務関係課職員配置状況

令和7年4月1日現在

部	課	係									計
			課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	主任 主事	主事	
財政部	納税課	課長・課長補佐	1	1	1(1)						3(1)
		税務政策係				1	(1)	1	1		3(1)
		収納係					1	2		4	7
		徵収第1係					1	2	2	4	9
		徵収第2係					(1)	3	2	1	6(1)
		債権回収対策係					1	2	3	2	8
		計	1	1	1(1)	1	3(2)	10	8	11	36(3)
	市民税課	課長・課長補佐	(1)		1						1(1)
		法人係					1	3	1	2	7
		市民税係				1	(1)	5	2	8	16(1)
		計	(1)	0	1	1	1(1)	8	3	10	24(2)
	資産税課	課長・課長補佐	1		1						2
		償却資産係						1	7	3	11
		家屋係						1	2	1	6
		土地係						1	2	4	3
		計	1	0	1	0	3	11	5	12	33
菊川総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		2						3
		税務係				1	(1)	1	1		3(1)
		計	1	0	2	1	(1)	1	1	0	6(1)
豊田総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1	1	1(1)						3(1)
		税務係				1	(1)	2			3(1)
		計	1	1	1(1)	1	(1)	2	0	0	6(2)
豊浦総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	(1)		3						3(1)
		税務係					(1)	4		1	5(1)
		計	(1)	0	3	0	(1)	4	0	1	8(2)
豊北総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1						2
		税務係				1	(1)	3			4(1)
		計	1	0	1	1	(1)	3	0	0	6(1)
合計			5(2)	2	10(2)	5	7(7)	39	17	34	119(11)

※ カッコ内は兼務職員数

3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事務分掌
財政部	税課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関する事。
			(イ) 税制及び税の統計・広報に関する事。
			(ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関する事。
			(エ) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
	税収課	収納係	(オ) 地方譲与税・税交付金に関する事。
			(カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
			(キ) 滞納処分等に対する訴訟に関する事。
	税収課	徴収第1係 徴収第2係	(ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しない事。
			(ア) 紳税者の住所変更等に関する事。
			(イ) 税の収納整理に関する事。
	市民税課	債権回収対策係	(ウ) 税の督促状の発行に関する事。
			(エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関する事。
			(ア) 税の滞納整理に関する事。
			(イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関する事。
			(ウ) 税の窓口徴収に関する事。
			(エ) 受託証券の整理に関する事。
総合支所	市民税課	法人係	(オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関する事。
			(ア) 税の滞納整理に関する事。
			(イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関する事。
			(ウ) 税の窓口徴収に関する事。
			(エ) 受託証券の整理に関する事。
	資産税課	市民税係	(オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関する事。
			(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関する事。
			(イ) 法人の市民税の賦課に関する事。
			(ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。
			(エ) 税の証明に関する事。
総合支所	資産税課	償却資産係	(オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しない事。
			(ア) 債却資産の評価に関する事。
			(イ) 債却資産課税台帳の閲覧に関する事。
			(ウ) 債却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。
			(エ) 軽自動車税の賦課に関する事。
	家屋課	家屋係	(オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しない事。
			(ア) 家屋の評価に関する事。
			(イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関する事。
			(ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
			(エ) 特別土地保有税の賦課に関する事。
総合支所	税務係	土地係	(ア) 土地の評価に関する事。
			(イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関する事。
			(ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
			(エ) 特別土地保有税の賦課に関する事。
			(ア) 税の窓口徴収に関する事。
総合支所	税務係	市民生活課	(イ) 市民税の賦課に関する事。
			(ウ) 市たばこ税及び入湯税の申告納付に関する事。
			(エ) 税の証明に関する事。
			(オ) 固定資産の評価に関する事。
			(カ) 固定資産課税台帳の閲覧並びに家屋価格等縦覧帳簿及び土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
			(キ) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
			(ク) 軽自動車税の賦課に関する事。
			(エ) 特別土地保有税の賦課に関する事。
			(オ) 固定資産の評価に関する事。
			(カ) 固定資産課税台帳の閲覧並びに家屋価格等縦覧帳簿及び土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。